

公益社団法人

東金市シルバー人材センター個人情報保護規程

公益社団法人東金市シルバー人材センター 個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）に基づいて、公益社団法人東金市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が保有する個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、事業の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により当該個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。

(2) 個人識別符号

次に掲げるもののいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、「個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号第1条)」で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(3) 個人情報データベース等

特定の個人情報をコンピュータ等を用いて検索することができるように体系的に構成した情報の集合物、及び紙面で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理・分類し、目次・索引等を付して特定の個人情報を容易に検索可能な状態においているものをいう。

(4) 個人データ

前号の個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(5) 保有個人データ

センターが開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、個人データの存否が明らかになることにより公益その他の利害が害されるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第4条で定めるものを除く。

(6) 本人

個人情報から識別される特定の個人をいう。

(7) 従業者

センターの運営に従事する役職員をいう。

(8) 提供

個人データを利用可能な状態に置くことをいう。

(9) 匿名加工情報

次に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

ア 第1項第1号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

イ 第1項第2号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

（センターの責務）

第3条 センターは、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（個人情報保護方針の制定と公表）

第4条 センターは、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を定め、これを実施する。

2 センターは、個人情報保護方針を、文書等で従業者に周知徹底させるとともに、センターのホームページ上に公表する。

（規程の改正）

第5条 センターは、個人情報保護法の運用及び監督官庁のガイドライン等の変更その他必要に応じて、本規程を改正する。

第2章 個人情報の利用目的の特定と取得の制限等

（利用目的の特定と公表等）

第6条 センターは、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定する。なお、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲で行う。

2 センターは、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表する。

3 センターは、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的を本人に通知し、又は公表する。

4 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

(1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利を害するおそれがある場合

(2) センターの権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
(取得の制限)

第7条 センターは、個人情報を取得するときは、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

2 センターは、次の各号に掲げる個人情報は取得しない。ただし、本人の同意がある場合、法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがある場合及び個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができない場合は、この限りでない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する事項

(2) 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く。）、身体、精神障害、犯罪歴その他の社会的差別の原因となる事項

(3) 勤労者の団結権、団体交渉その他の団体行動の行為に関する事項

(4) 集団示威行為への参加、請願権の行使その他の政治的権利行使に関する事項

(5) 保険医療及び性生活に関する事項

3 センターは、個人情報を取得するときは、本人からこれを取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 本人の同意がある場合

(2) 法令等に定めがある場合

(3) 出版、報道等により公にされている場合

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむをえないと認められる場合

(5) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

(6) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができない場合

(7) 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められる場合

(8) センターの事務又は事業の性質上、本人から取得することが、センターの運営目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあるとき、その他本人以外の者から取得することに相当な理由があると認めて取得する場合

(不適正な利用の禁止)

第7条の2 センターは、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

第3章 個人データの管理

(適正管理)

第8条 センターは、個人データを取り扱う事務の目的を達成するため、個人データを正確かつ

最新の状態に保つよう努める。

2 センターは、個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じる。

3 センターは、保有の必要がなくなった個人データについては、速やかに廃棄し、又は消去する。ただし、歴史的資料として保有されるものについては、この限りでない。

(委託に伴う措置)

第9条 センターは、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、受託者の監督等の個人情報の安全管理に関して必要な措置を講じる。

(受託者等の責務)

第10条 センターから個人情報を取り扱う事務を受託した者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の受託事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第4章 個人情報の利用の範囲と第三者提供

(利用範囲)

第11条 センターは、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者の事業を承継することに伴って個人情報を取得し、当該承継前の事業目的達成に必要な範囲で利用する場合

(2) 法令に基づく場合

(3) 本人または第三者の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

(4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

(5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(個人データの第三者提供)

第12条 センターは、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令等に定めがある場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行するこ

とに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(5) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合

(6) センター内で利用する場合又は行政機関に提供する場合で、センターの事務に必要な限度で使用し、かつ使用することに相当な理由があると認められる場合

(7) オプトアウトを行っている場合（第7条第2項各号に掲げる情報を除く。）

2 前項にかかわらず、第三者が外国(我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則第6条で定めるものを除く。)にある場合には前項第1号から第4号までの場合を除き、本人の同意なく個人データを提供してはならない。ただし、当該第三者が個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している場合には、本人の同意がなくても個人データを提供することができる。

3 次の各号において個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しないものとする。

(1) センターが個人情報の取扱いに関する業務の全部又は一部を委託する場合

(2) 合併等により事業が承継される場合

(3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においている場合

4 センターは、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。

(第三者提供に係る記録の作成)

第12条の2 センターは、個人データを第三者に提供した場合には、個人情報保護法が定めるところにより、個人データ提供記録簿（別記第1号様式）を作成し、保存する。

2 センターは、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護法が定めるところにより、必要な確認を行い、個人データ受領記録簿（別記第2号様式）を作成して保存する。

(第三者提供に係る開示請求)

第12条の3 センターは、個人データを第三者に提供した場合、本人から第三者提供に係る確認記録の開示を求められたときは、これに応じなければならない。

(オプトアウト)

第13条 あらかじめ本人同意のない個人データを第三者に提供する場合は、次の事項をホームページ等のウェブ上に公表しなければならない。

(1) 第三者提供を利用目的とすること

(2) 第三者に提供される個人データの項目

(3) 第三者への提供の手段又は方法

(4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する旨

第5章 個人情報の開示、訂正及び利用停止の申出等

(保有個人データの開示)

第14条 センターは、本人から当該本人に係る保有個人データ（専らセンターの従業者又は従業者であった者に係る事務に係るものを除く。以下同じ。）の開示の申出があった場合には、所定の手続を経て、書面又は電磁的記録(デジタルデータ)等により当該保有個人データを開示する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) センターの事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は開示の申出をすることにつき本人が委任した代理人（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって開示の申出をすることができる。

(保有個人データの利用目的の通知)

第15条 本人から当該個人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、利用目的を本人に通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 保有個人データを本人の知り得る状態に置いているところにより保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (3) センターの権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (4) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行するときに協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(開示の申出方法)

第16条 前2条の規定に基づき開示又は通知（以下「開示等」という。）の申出をしようとする者は、センターに対して、次の各号に掲げる事項を記載した個人情報開示申出書（別記第3号様式、以下「開示申出書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 開示等の申出をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示等の申出をしようとする保有個人データを特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターが定める事項

2 開示等の申出をしようとする者は、センターに対して、自己が当該開示等の申出に係る保有個人データの本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証又はセンターが認める書類）を提出し、又は提示しなければならない。法定代理人等の場合は、申出者であることを証明する書類に加え、戸籍謄本その他の法定代理人の資格を証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 センターは、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出書を提出した者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4 前2条の保有個人データの開示若しくは不開示又は利用目的の通知若しくは非通知の決定は、

本人に対しその旨を遅滞なく通知する。

(訂正の申出)

第17条 保有個人データの開示を受けた本人から、書面により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、申し出た者に対し、その結果を書面により通知する。

2 第14条第2項の規定は、訂正の申出について準用する。

(訂正の申出の方法)

第18条 前条の規定に基づき訂正の申出をしようとする者は、センターに対して、次に掲げる事項を記載した個人情報訂正申出書(別記第4号様式)を提出しなければならない。

- (1) 訂正の申出をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正の申出をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターが定める事項

2 訂正の申出をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第16条第2項及び第3項の規定は、訂正の申出について準用する。

(訂正義務)

第19条 センターは、訂正の申出があった場合において、当該訂正の申出に理由があると認めるときは、当該訂正の申出に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(利用停止、消去又は第三者提供の停止の申出)

第20条 本人から、当該本人が識別される保有個人データが利用目的の制限に違反するという理由、不正の手段により取得したものであるという理由又は第三者提供違反であるとの理由で利用停止、消去又は第三者への提供の停止(以下「利用停止等」という。)を求められたときは、本人確認手続を経た上で、遅滞なく調査を行い、その結果に基づいて保有個人データの利用停止等を行わなければならない。

2 保有個人データの利用停止等の措置を行う又は行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 当該本人が識別される保有個人データをセンターが利用する必要がなくなった場合、第24条の2(個人情報の漏えい等が発覚した場合に講ずべき措置)に規定する事態のうち、法の規定に違反する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合であって、本人から当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に係る請求があった場合、これに応じるものとする。

4 第14条第2項の規定は、利用停止等の申出について準用する。

(利用停止等の申出の方法)

第21条 前条の規定に基づき利用停止等の申出をしようとする者は、センターに対して、次に

掲げる事項を記載した個人情報利用停止等申出書(別記第5号様式)を提出しなければならない。

- (1) 利用停止等の申出をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止等の申出をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用停止等の申出の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターが定める事項

2 第16条第2項及び第3項の規定は、利用停止等の申出について準用する。

(利用停止等の義務)

第22条 センターは、利用停止等の申出があった場合において、当該利用停止等の申出に理由があると認めるときは、センターにおける個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止等の申出に係る保有個人データの利用の停止、消去又は提供の停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止等を行うことにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第6章 安全管理体制

(個人情報安全管理責任者)

第23条 センターは、個人情報の適正・安全管理のため、個人情報安全管理責任者を定め、次の各号に掲げる業務を行わせる。

- (1) 個人情報の保管、管理、破棄等に関する事項
- (2) 個人情報に関する教育、研修に関する事項
- (3) 個人情報の取り扱いに関する業務状況の報告に関する事項
- (4) その他、個人情報の適正・安全管理につき必要な事項

2 個人情報安全管理責任者は事務局長とする。

3 個人情報安全管理責任者は職員を指名して必要な事務を処理させることができる。

(匿名加工情報の取扱義務)

第23条の2 匿名加工情報(匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして「個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号)」第19条で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。その他匿名加工情報に関することは個人情報保護法第36条から第39条の定めるところによる。

(個人情報保護会議)

第24条 センターは、センターにおける個人情報保護制度のあり方及び制度運営上の重要事項を検討する機関として、個人情報保護会議(以下「会議」という。)を置くことができる。

2 会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(個人情報の漏えい等が発覚した場合に講ずべき措置)

第24条の2 センターは、個人データの漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)が

発覚した場合は、個人情報保護法が定めるところにより、個人情報漏えい事案が発覚した場合の対応手続（別表1）に基づき必要な措置を講じなければならない。

（従業者の義務）

第25条 センターの従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した従業者は、その旨を個人情報安全管理責任者に報告する。

3 個人情報安全管理責任者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく常務理事及び会長に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置をとるよう指示する。

（苦情の処理）

第26条 センターは、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努める。

2 苦情対応の責任者は、個人情報安全管理責任者とする。

3 個人情報安全管理責任者は、苦情対応の業務を他の従業者に委任することができる。

（特定個人情報）

第27条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）に基づきセンターが取り扱う特定個人情報等については、別に定める特定個人情報事務取扱規程による。

第7章 雑 則

（費用）

第28条 第14条から第18条に基づく保有個人データの開示等に係る書面の費用及びその交付を郵送によって行う場合の郵送料は、当該書面にかかる求めを行った者の負担とする。ただし、センターは、特別の理由があると認めるときは、その費用を減額し、又は免除することができる。

2 前項に規定する書面の費用は1枚につき30円、郵送料は実費とする。

（委 任）

第29条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

（改 廃）

第30条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則 この規程は、令和3年10月20日から施行する。

附 則 この規程は、令和4年4月20日から施行する。

様式第1号（第12条の2第1項）

個人データ提供記録簿

公益社団法人東金市シルバー人材センター

① 提供年月日	令和 年 月 日
② 提供した第三者の氏名・名称、その他第三者を特定するに足りる事項、不特定かつ多数の者に対し提供した時はその旨	
③ 提供した個人データによって識別される本人氏名、その他本人を特定するに足りる事項	
④ 提供した個人データの項目	

※ ②に係る「不特定多数の者に提供している場合」とは、個人データをインターネットに公開し不特定多数の者が閲覧できる状態の場合等。

※ ③に係る「その他本人を特定するに足りる事項」とは、当該番号・IDなどを付して個人データの管理をしている場合において、本人が特定できるときの当該番号・ID等

※ ④に係る具体例（氏名、住所、電話番号、年齢、商品購入履歴）

※ ②から④の記録事項のうち、既に作成した「個人データ提供 記録簿」において記録されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。

様式第2号（第12条の2第2項）

個人データ受領記録簿

公益社団法人東金市シルバー人材センター

① 受領年月日	令和 年 月 日
② 受領した第三者の氏名、団体で法人の場合はその代表者氏名	
③ 受領した当該第三者の住所	
④ 受領した当該第三者による当該個人データの取得の経緯	
⑤ 受領した個人データによって識別される本人の氏名、その他の当該本人を特定するに足りる事項	
⑥ 提供した個人データの項目	

※ ④に係る具体例（氏名、住所、電話番号、年齢、商品購入履歴等）

※ ②から⑥の記録事項のうち、既に作成した「個人データ提供 記録簿」において記録されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。

第3号様式（第16条）

個人情報開示申出書	
令和 年 月 日	
(公社) 東金市シルバー人材センター会長	
住 所	
氏 名	
電話番号	
私は、個人情報保護規程第16条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。	
申出の内容	知りたいと思う個人データが特定できるように具体的に記載して下さい。
個人データの内容	
* 処理欄	* 本人確認 運転免許証 旅券 被保険者証 マイナンバーカード その他 _____
* 收受欄	* 個人情報安全管理責任者 処理完了確認 令和 年 月 日 印

(注) 1. 申出の際には、運転免許証など本人が確認できる書類の提示が必要です。

2. *の欄には、記入しないでください。

第4号様式（第18条）

個人情報訂正申出書	
令和 年 月 日	
(公社) 東金市シルバー人材センター会長	
住 所	
氏 名	
電話番号	
私は、個人情報保護規程第18条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。	
証拠書類	訂正を求める内容が、事実であることを証明する書類を提示して下さい。
個人データの内容 訂正を求める箇所 及び訂正の内容	
* 処理欄	* 本人確認 運転免許証 旅券 被保険者証 マイナンバーカード その他 _____
* 收受欄	* 個人情報安全管理責任者 処理完了確認 令和 年 月 日 印

(注) 1. 申出の際には、運転免許証など本人が確認できる書類の提示が必要です。

2. *の欄には、記入しないでください。

第5号様式（第21条）

個人情報訂正申出書	
令和 年 月 日	
(公社) 東金市シルバー人材センター会長	
住 所	
氏 名	
電話番号	
私は、個人情報保護規程第21条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。	
利用停止等の区分	<input type="checkbox"/> 利用停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第三者への提供の停止
個人データの内容 利用停止等の申出 の趣旨及び理由	
* 処理欄	* 本人確認 運転免許証 旅券 被保険者証 マイナンバーカード その他 _____
* 收受欄	* 個人情報安全管理責任者 処理完了確認 令和 年 月 日 印

(注) 1. 申出の際には、運転免許証など本人が確認できる書類の提示が必要です。

2. *の欄には、記入しないでください。